

## 意 見 書

平成 23 年 2 月 3 日

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会

会長 寺垣 琢生 様

異議申立人 宮部 慎太郎

不開示等理由説明書（受総固第 3 4 2 号）に対し、つぎの通り意見します。

本件個人情報開示請求により情報を開示することは、実施機関がいう「同和地区指定の地区名を公表する」ことではない。個人情報開示制度の趣旨は、情報を公にすることではなく、「特定の開示請求者に対する開示を前提」とするものである（「行政機関等個人情報保護法の解説」ぎょうせい ISBN4-324-07581-6／80 ページ）。